

令和8年度 第1回 西気賀小学校運営協議会

日時：令和8年5月14日（木）10：00～
場所：西気賀小学校 潮風教室

1年生（4人）

2・3年生（10人）

4・5年生（9人）

6年生（7人）

運営協議会次第

- 1 開催要件確認(司会：教頭)
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介

【 授業参観…10：30まで 】

★参観の目的

新年度の学校（児童・教員）の実態を知る。

★参観の視点（グランドデザインより）

① <目指す学校像>

一人一人が主役であり、安心して精一杯学び、明日も楽しみな学校

② <目指す子供像>

自分らしさを輝かせながら様々な場面で主体的に取り組む子

③ <目指す教職員像>

一人一人の子供のよさを捉え、成長を支える教職員

- 6 副会長の指名（会長が指名）
- 7 浜松市学校運営協議会規則確認
- 8 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 9 令和7年度第4回協議会と自己評価の確認（事務局）
- 10 熟議（議長： 記録：事務局）
 - (1) 学校運営の基本方針の説明（含：いじめ防止基本方針）（校長）
 - (2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について（教頭）
 - (3) その他（本年度の協議会の目標等）
- 11 報告（協議内容の確認と承認）
- 12 連絡事項
 - (1) 昨年度の活動（協力いただいた方々）
 - (2) 今後の学校運営協議会の予定
 - 第2回…7/24日（金）13:30～（次回議長： ）
内容：担任による各学年のカリキュラムマネジメントの説明
支援方法についての熟議
 - 第3回…11/12（木）14:00～
(参観会に合わせられれば、この時間に変更したいと思います。)
 - 第4回… 1/29（金）10:00～
 - (3) 西気賀小学校年間計画
 - 参観会 … 6/25（木）④⑤校時【10:40～12:20】
⑤3～6年学校保健委員会
 - 11/12（木）⑤校時【13:00～13:45】
 - 2/10（水）にしきがっ子発表会
 - ふれあい花壇… 6/4（木）・10/27（火）昼活動【13:40～13:55】

令和8年度 西気賀小学校学校運営協議会委員(8名)

氏 名	役 職 等
杉浦 雅巳	育てる会会長・寸座民生児童委員
山村 博敏	下村自治会長（自治会長代表）
西岡由紀子	中区民生児童委員
清水 正直	沖通り農地保全会
柳瀬 幸一	和船ボランティア会長
縣 智美	元PTA会長
佐藤 憲孝	元PTA会長
高田 晃裕	PTA会長

【学校支援コーディネーター】

氏 名	役 職 等
西岡由紀子	中区民生児童委員
縣 智美	元PTA会長
佐藤 憲孝	元PTA会長

【学校】

中道 昌良	校長
伊藤 充	教頭
石原 知子	CSディレクター

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 浜松市立西気賀小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年1月30日（金） 10時00分から11時45分まで
- 2 開催場所 西気賀小学校 図書室
- 3 出席委員 杉浦雅巳、金子義徳、西岡由紀子、柴田昌男、柳瀬幸一、佐藤憲孝
- 4 欠席委員 縣智美
- 5 学 校 中道昌良（校長）、徳増弘宣（教頭）、石原知子（CS ディレクター）
- 6 教育委員会 なし
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CS ディレクター石原知子
- 9 議長の選出 議長の選出について前回委員会で佐藤委員を推挙する旨の意見があり、全員意義なくこれを承認した。
- 10 前回会議録確認 CS ディレクター石原より、手元資料を参照し前回の内容確認をした。
司会の徳増教頭から委員総数7名中6名の参加があり、過半数を超えているため会議が成立している旨の報告があった。
- 11 熟議
 - (1) 学校評価アンケート結果およびいじめ対策の学校の取り組み、令和8年度の学校経営方針について校長より資料に沿って学校の取り組みの説明があった。
これについて委員に意見を求めたところ意義なくこれを承認した。
 - (2) 学校運営協議会の自己評価項目についての意見交換がなされた。
＜評価項目1＞学校運営の基本方針について熟議することができたか。 ⇒ できた
校長先生からの丁寧な説明を受け、地域ボランティアの尽力、
子供たちの自発的企画・挑戦により、「主体的に学び共に高め合う（自信）」
「自分らしく輝く（自己肯定感・主体性）」「健やかな身体を作る（自信）」
どの項目でも子供たちの成長を感じ熟議することができた。（杉浦委員）
＜評価項目2＞承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。 ⇒ できた
教員・地域ボランティアとの活動は応援してくれる大人がいることの安心感をもちながら
お互いを認め合う学ぶ機会を確認できた。（西岡委員）
＜評価項目3＞協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。 ⇒ 行った
和船・田植え活動を新聞でも取り上げられた事から地域と共に歩んでいる姿を多くの方に
発信できた。（杉浦委員）
＜評価項目4＞今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）
来年度も「地域と共に歩む学校づくり、子供たちが主体的に学び仲間と共に高めあう
教育」を継続していきたい。
小規模校・西気賀の魅力が強めていく為に地域に協力を求める体制づくりをしていきたい。
（佐藤委員）
- 12 その他・連絡事項
 - (1) 夢育やらまいか事業について徳増教頭より説明があり、異議なくこれを承認した。
 - (2) 令和8年学校度運営協議会委員の確認について【2期3年目】（徳増教頭）
 - (3) 令和8年度学校運営協議会日程については下記の通り。（予定）
 - ①5月13日（水） ②7月24日（金） ③11月12日（木） ④1月29日（金）普段の児童の様子を見ていただける機会を増やすため、午前の時間帯に行う予定。
【時間は全て10：00～11：30頃の予定】

(様式1)

学校番号 (小 100)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(西気賀小)学校運営協議会長

<本年度の目標>

「地域とともに歩む学校づくり、子供たちがお互いの良さを認め合い良さを伸ばす教育」を継続していきたい。小規模校・西気賀の魅力が強めていくため、地域に協力を求める体制づくりをしていきたい。どうしたら継続していけるか、どこに重点を置くかを熟議していきたい。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

学校からの丁寧な説明を受け、地域ボランティアの尽力、子供たちの自発的企画・挑戦により、「主体的に学び共に高め合う(自信)」「自分らしく輝く(自己肯定感・主体性)」「健やかな身体を作る(自信)」どの項目でも子供たちの成長を感じ、熟議することができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

教員・地域ボランティアとの活動は、子供たちにとって応援してくれる大人がいることの安心感をもちながら、互いを認め合う学ぶ機会になっていることを確認できた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

和船・田植え活動などを新聞でも取り上げられたり、CS便りを地域回覧したりして、地域と共に歩んでいる姿を多くの方に発信できた。また、地域との交流の場も、情報発信になっていた。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

来年度も「地域と共に歩む学校づくり、子供たちが主体的に学び仲間と共に高め合う教育」を継続していきたい。小規模校・西気賀の魅力が強めていくために地域に協力を求める体制づくりをしていきたい。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

（参考） ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

熟 議

(1) 学校運営基本方針の説明について

(2) いじめ防止基本方針について

(3) 夢育やらまいか事業について

(4) その他（本年度の目標確認等）

学校教育目標 「湖畔に輝ける子ら」

学校経営目標 **主体性が育まれる学校づくり～にしきがつ子を合言葉に～**

合言葉 **にこにこと じぶんから きもちをこめて がんばる子**

<目指す子供像>

自分らしさを輝かせながら
様々な場面で主体的に取り
組む子

<目指す学校像>

一人一人が主役であり、安心
して精一杯学び、明日も楽し
みな学校

<目指す教職員像>

一人一人の子供の良さを捉
え、成長を支える教職員

自分のよさを生かし
共に高め合う
(知)

自分らしく輝く
(徳)

湖畔にきらめく さざ波 のように
一人一人がそれぞれ輝く

健やかな心・体をつくる
(体)

キャリア教育
の視点



かかわる力 (人間形成・社会形成能力)

自分を知る力 (自己理解・自己管理能力)



考える力 (課題対応能力)

つなぐ力 (キャリアプランニング能力)

基礎・基本を基に自分のよさを磨き
ながら学びを深める手立て

- 基礎・基本の定義
- 子供と教師の学びの意味・価値の共有
- 振り返りの充実による深い学びの促進
- 学びを生かす家庭学習の充実
- 地域の豊富な素材を生かした活動を学びにつなげる
- 振り返りのタイミングと活動へのフィードバック

協働し影響を受け合いながら変容
し自分の思いや考えを伝え合う

- すべての学年に共通した授業ルーチンを基盤に、柔軟な展開の追求
- ペア学習・全体交流での対話的な学び、コミュニケーション力の育成
- 協働的な学びやICTの活用を生かした授業改善

自分を見つめ、
自信をもってやりぬく

- PDCAサイクルで成長を促す
明日葉カード・行事の設定
- 目標を細かな段階に分け「見える化」し、ポジティブな行動支援を機能させる
- 自己を振り返る「自分を見つめる日」の実施

友達とともに輝く

- 多くの友達と関わる異学年との交流活動の実施
- 企画力を育む縦割り班・全校活動への参画体験
- 友達のよさを見付ける「輝きを見付ける日」の実施

健やかな生活習慣を築く

- すこやかチェックの実施
- 心や体への影響を学ぶ「メディアの日」の実施(年間5回)

進んで運動し、
体力を高める

- スポーツフェスティバルの実施
- チャレンジ運動の実施
- 基礎体力を高めるサーキットトレーニングの実施
- 適切な目標設定と共有
- スモールステップによる達成感の向上

西気賀小コミュニティ・スクール → 地域とともにある学校づくり推進

学校・家庭・地域(西気賀の子どもを育てる会)が協働して育てる土壌・地域の強みを生かした学校支援活動

社会に開かれた教育課程の実現

細江中学校校区で目指す子供像

「夢と希望をもち、力強く歩み続ける子」

基本理念【描く夢や未来の実現】「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できることも
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むことも
- こどもの自分らしさを受け止める教職員
- 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- 専門性と指導力を磨き続ける教職員

新学習指導要領【理念：よりよい学校教育を通して よりよい社会を創る】

社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となる子の育成

自分のよさや可能性を認識 他者を価値ある存在として尊重 多様な人々との協働

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- いじめの定義
 - 個々の行為がいじめに当たらない場合は「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
 - いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校がいじめ対策委員会を活用して行う
 - 犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事実等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を取る
- いじめの理解
 - いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである
 - 集団に秩序がなかったり、閉鎖的だったりする問題がある
 - 集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要
- いじめの防止等に関する基本的考え方
 - いじめの未然防止
 - 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
 - いじめの早期発見
 - 定期的なアンケート調査や教育種族の実施によって、子供がいじめを訴えやすい体制を整える
 - いじめへの対応
 - 直ちにいじめを受けた子供の安全を確保し、組織的な対応をする
 - 校内いじめ対策委員会を中心に対応を考え、積極的に対応を認知的
 - 地域や家庭との連携
 - PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
 - 関係機関との連携
 - 学校重傷協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用
 - 教育委員会や他の関係機関と情報共有し、適切に連携する

第2 いじめの防止等のための対策

- いじめの防止等のための組織
 - 校内いじめ対策委員会の組織と役割
 - 浜松市立西気賀小学校 校内いじめ対策委員会
校長（委員長）、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任
（必要に応じて）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等
 - 毎月1回定期的に開催、事業が発生した場合は、随時開催
 - 重大事態の調査を学校が行う場合の調査組織の母体となる
 - いじめの防止等における教職員の役割
 - ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - いじめに関する情報収集、学校全体の美観把握
 - 保護者・地域・関係機関との連携の窓口
 - いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進
 - 研修を企画・運営する
 - ②教職員の役割
 - 「浜松市立西気賀小学校いじめ防止基本方針」に記載されている役割のつとめて対応する

第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

- いじめの防止等に関する取組
 - 西気賀小年間指導計画
 - いじめの防止等に関する取組が美観的なものになるよう年間指導計画を作成
 - いじめの未然防止
 - 学校教育目標「開明に輝ける子ら」の具現化を目指し、「主体性が育まれる学校づくり」にいきがかりを合言葉として、教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - 6月「命について考える週間」を設定し、命の尊さについて考える機会とする
 - いじめの早期発見
 - 子供とのコミュニケーションを図り、定期的なアンケート調査、教育種族等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む
 - 教育委員会と連携し、ネットパトロールの活用を図る
 - いじめに対する措置
 - 教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応する
 - 校内いじめ対策委員会へ報告し、組織的な対応をする
 - 重大な被害が生じおそれがある場合は、直ちに警察と通報し、援助を求める
 - 関係機関との連携
 - 学校における教育種族体制の整備
 - 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
 - いじめが「解消している」状態
 - いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
 - いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
 - 「浜松市立西気賀小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ホームページ公開 年度開始時・説明、取組状況の評価・検証
- 地域や家庭の役割
 - 地域の役割
 - 地域の子どもが地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止められるようにする
 - (1) 家庭の役割
 - いじめ防止対策推進法における保護者の責務
 - 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるであって、その保護する児童等がいじめを行うこととなし、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - 子供がいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる
 - インターネット上のトラブルは、学校で把握できない場合が多い。携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
 - 子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

第3 重大事態への対応

- 重大事態の意味
 - 生命身体財産重大事態……心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - 不登校重大事態……相当の期間（年間30日）学校を欠席
 - 子供や保護者からの申し立て・重大な被害が生じたという申し立て
- 重大事態の調査組織
 - 校内いじめ対策委員会に専門家を加え、教育委員会の必要な指導のもと、学校が主体となって調査
 - 事実関係を明確にするための調査の実施
 - 調査結果の報告及び報告

(様式1)

令和 8年 5月14日

浜松市立西気賀小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 高田 晃裕 様

浜松市立西気賀小学校運営協議会
会長 杉浦 雅巳

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月14日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 西気賀地区は、引佐細江湖に接し、船が生活を支える乗り物であったという地域の特色を生かして、長年和船とカヌーの体験活動に取り組んでいる。今後も、長く続けていきたい。また、浜名湖での学習を安全に行い、充実させていきたい。
⇒ ・引佐細江湖1周に向けての練習・当日にはボランティアの協力が必要。
・1～3年が行う「ダブルハルカヌー」の熱中症対策が必要。
・全校での浜名湖海洋体験の移動手段・安全対策が必要。
- ② 西気賀地区は、姫街道が通り、歴史的な遺産や自慢となる場所も多い。この地域について学び、地域を愛する(自慢に思う)児童を育てたい。
⇒ ・地域に詳しいボランティアの方々を招き、教えていただいたり、体験させていただいたりする活動を行う。
- ③ 児童が様々な本に出会い、心豊かに育てたい。
⇒ ・地域やPTAボランティアの方による読み聞かせを行う。
・様々なジャンル・新しい本を購入する。

(様式1)

学校番号 (小 100)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(西気賀小)学校運営協議会長

<本年度の目標>

「地域と共に歩む学校づくり、子供たちが主体的に学び仲間と共に高め合う教育」を継続していききたい。小規模校・西気賀の魅力を強めていくために地域に協力を求める体制づくりをしていききたい。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

令和7年度 学校に協力していただいた方々

※敬称を略させていただきます。

【年間】

- ・安全ボランティア 藤原正己
- ・読み聞かせボランティア(5月から2月の年間9回)
◎西岡由紀子、鶴見啓子、柴田久仁子、豊田晶子、藤本久美子、金子 緑、豊田晴世、大谷亜由美、風間あゆみ、名倉 瞳
- ・和船ボランティア(6月から10月の年7回)
◎柳瀬幸一、縣 功、縣玄之助、伊藤 博、佐藤憲二、柴田昌男、杉浦雅巳、豊田新作、藤原正己
- ・クラブボランティア(6月から10月の年4回)
図工：鶴見敏明、つり：内山保広、手芸：豊田美千代
- ・スクールガードリーダー(月に1~2回) 大場正美

【5月】

- ・読み聞かせ①(読み聞かせボランティア)
- ・地域探検 バラ園 伊藤容子、伊藤隆
- ・2年生活科・3年総合 寸座漁港見学 縣 功
- ・4・5年総合 和船講座 柳瀬幸一
- ・交通安全リーダーと語る会
(細江警察署員、民生児童委員、地区交通安全推進員、スクールガードリーダー、PTA会長・副会長、PTA安全パトロール委員)
- ・全学年 観劇教室 劇団たんぽぽ(松組)
- ・6年社会 租税教室 宮澤憲一
- ・6年総合 ワークセンター湖畔西気賀 白井昌也、石原幸代
- ・全学年 防犯教室 細江警察署員



【6月】

- ・3年社会 佐藤農園(ガーベラ栽培)見学
- ・和船発足式、ボランティア総会
和船ボランティア、育てる会(西岡由紀子)
- ・2・3年総合・生活科 金龍寺見学
- ・和船で運ぶ田植え体験
沖通り農地保全会、和船ボランティア、育てる会(西岡由紀子、柳瀬正代、幸田 俊)
PTA ボランティア
- ・2・3年総合・生活科 氷工房にはし
- ・6年総合 ボディショップ 佐藤 佐藤憲孝
- ・読み聞かせ②(読み聞かせボランティア)
- ・5・6年 なごみ会交流
- ・4年社会 下水道教室
管路管理総合研究所・市上下水道課



- ・竜宮館お話し会 河合則子、柴田久仁子、平澤千安紀
- ・和船活動②（和船ボランティア）
- ・6年総合 月暈
- ・5・6年保健 薬学講座 薬剤師 戸塚
- ・全学年 歯科講座 浜名区健康づくり管理栄養士
- ・1・2年 ひまわり会交流
- ・3年社会 とよだ農園（みかん栽培）見学
- ・4・5・6年 学校保健委員会（SNSトラブルについて）
浜松市青少年育成センター 石原 久
- ・5・6年家庭科 裁縫ボランティア 豊田康恵
- ・4・5・6年 クラブ活動①（クラブボランティア）
- ・全学年 水辺の安全講習 ヤタロー、三ヶ日青年の家



【7月】

- ・4・5年和船活動③
（和船ボランティア、三ヶ日青年の家）
- ・6年総合 柏原崇之
- ・6年 カヌー体験 杉山秀敏、縣玄之助
- ・読み聞かせ③（読み聞かせボランティア）
- ・6年総合 豊田晴世
- ・4・5年和船活動④（和船ボランティア）
- ・5・6年家庭科 裁縫ボランティア 豊田康恵
- ・クラブ活動①（クラブボランティア）



【9月】

- ・ 4・5年総合 環境講座 浜松市環境保全課
- ・ 和船活動⑤(和船ボランティア、育てる会(西岡由紀子))
- ・ 2・4年 ストレスマネジメント講座 SC野島江理奈
- ・ 5・6年家庭科 裁縫ボランティア 豊田康恵
- ・ 和船直前練習⑥(和船ボランティア、西岡由紀子、風間あゆみ、ホンダマリン)
+かくだて漁(藤田義彦)
- ・ 読み聞かせ④(読み聞かせボランティア)
- ・ 1・2・3年 ダブルハルカヌー体験 三ヶ日青年の家
- ・ 4・5・6年カヌー体験活動 杉山秀敏、杉浦雅巳
- ・ 地震体験車 危機管理課3名
- ・ 細江湖一周(和船ボランティア、三ヶ日青年の家、
ホンダマリン、4・5・6年PTA有志)
- ・ 3年総合 UD講座 区振興課 夏目



【10月】

- ・ 3年社会科見学
(みをつくし文化センター・マックスバリュー細江店)
- ・ 5・6年家庭科 裁縫ボランティア 豊田康恵
- ・ クラブ活動③(クラブボランティア)
- ・ 3年総合 車いす体験(社会福祉協議会職員)
- ・ 読み聞かせ⑤(読み聞かせボランティア)
- ・ スポーツフェスティバル
(地域種目:レクダンス)なごみ会
- ・ 和船で運ぶ稲刈り体験
沖通り農地保全会、和船ボランティア
育てる会、PTAボランティア
- ・ はざかけ体験 沖通り農地保全会
- ・ クラブ活動④(クラブボランティア)
- ・ 移動楽器博物館(楽器博物館職員)
- ・ 3年尉ヶ峰登山(鶴見敏明、渡邊秀世)
- ・ 1・2年生活科 校外学習
(天竜浜名湖鉄道、細江図書館)
- ・ 5年社会科 工場見学 ホンダマリン
- ・ 低学年クルージング 西気賀マリン
- ・ 全校音楽 合唱指導 浦井裕子(アクト音楽学院)
- ・ 6年家庭科 金融セミナー(静岡銀行細江支店職員3名)
- ・ 脱穀体験 沖通り農地保全会



【11月】

- ・ 3年社会科 スクール119 北消防署
- ・ 高学年クルージング ホンダマリン
- ・ ブラックシアター 柴田久仁子、平澤千安紀

- ・ いい声掛けデー 健全育成会
- ・ 読み聞かせ⑥（読み聞かせボランティア）
- ・ 3・4年 ほほえみ会交流
- ・ 4・5年総合 「浜名湖学習」三ヶ日青年の家
- ・ 竜宮館お話会 平澤千安紀、柴田久仁子、河合則子
- ・ 全校音楽 合唱指導 浦井裕子（アクト音楽学院）
- ・ 餅つき 沖通り農地保全会、PTAボランティア
育てる会（名倉澄子、佐藤たか子、佐藤みちよ、
柴田久仁子、西岡由紀子、柳瀬正代）



【12月】

- ・ 4・5・6年 和船船底清掃作業（フジツボ取り）
三ヶ日青年の家
- ・ 3年社会科 みかん狩り体験 名倉康夫・としこ
- ・ 5年社会科・6年総合 仕事の魅力講座
ホンダマリン
- ・ 4・5・6年 和船船底清掃作業（ペンキ塗り）
三ヶ日青年の家
- ・ 3年社会科 みかん選果場見学 JA三ヶ日
- ・ 読み聞かせ⑦（読み聞かせボランティア）



【1月】

- ・ 読み聞かせ⑧（読み聞かせボランティア）
- ・ ホンダFC選手との交流
1・2・3年体育、4・5・6年体育、5・6年総合
- ・ 竜宮館お話会 平澤千安紀、河合則子、柴田久仁子



【2月】

- ・ 5・6年 家庭科
「やさしく学ぶ契約とトラブル防止講座」
浜松市 市民生活課くらしのセンター 山田、川上
- ・ ありがとう集会（対象：69名）
- ・ 全校音楽 合唱指導 浦井裕子（アクト音楽学院）
- ・ 読み聞かせ⑨（読み聞かせボランティア）



【3月】

- ・ 全校音楽 合唱指導 浦井裕子（アクト音楽学院）

ボランティアの皆様ありがとうございました。